平成２１年（フ）第１００号
新潟県上越市木田３丁目１番４号
破産者　俣野　久子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１５号
新潟県上越市板倉区菰立2902番地
破産者　大谷　　聡
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４３号
新潟県上越市清里区岡野町527番地
破産者　山崎　政紀
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４４号
新潟県上越市大字三ツ橋新田759番地６
破産者　平出　清和
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５１号
新潟県妙高市大字関山4338番地
破産者　手塚　秀勝
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２０号
横浜市青葉区みたけ台40番地５　センチュリーみたけ305、前住所長野県諏訪郡富士見町境3420番地２
破産者　笠原　　徹
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４号
鹿児島県南九州市知覧町南別府25193番地
破産者　松田　良三
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２０１号
神奈川県平塚市中原１丁目７番48―303号　ケイエスアートヒルズ
破産者　大村たか子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６９号
神奈川県秦野市並木町４番６号
破産者　黒木　三男
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９９０号
札幌市豊平区平岸３条12丁目５番７―305号
破産者　土合　和人
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３２号
札幌市北区新琴似７条７丁目７番６号　メゾン新琴似203号
破産者　沼崎トモ子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１４号
札幌市豊平区福住３条７丁目10番４―402号
破産者　小坂　洋香（旧姓荒井）
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４号
茨城県つくば市観音台１丁目３番地14　アークエステートⅡ棟101号、開始決定時の住所　茨城県つくば市観音台１丁目37番地28　エルクレールＡ棟201号
破産者　西村　知己
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５２号
横浜市泉区和泉町4058番地６
破産者　山口　久恵
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５３号
横浜市泉区和泉町4058番地６
破産者　山口　正美
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南５丁目４番５号　カーサ湘南103号
破産者　村山　直樹
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１６号
横浜市港南区芹が谷２―５―１　神奈川県立精神医療センター芹香病院、住民票上の住所　横浜市瀬谷区橋戸１丁目37番地４　セヤグランドハイツ203号
破産者　廣川　昭一
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４号
神奈川県小田原市栢山2230番地の１　メゾングラシア303号
破産者　藤政　征士
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２６９号
長野県上田市国分811番地８
破産者　小倉　勇治
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部